広報 環整連
題字は斎藤邦吉先生書

発行所
昭和48年3月14日
厚生省環第171号認可
全国環境整備事業
協同組合連合会
〒103-0027 東京都
中央区日本橋2-9-1
竹一ビル4階
TEL（03）3272－9939
FAX（03）3272－9938

環境整備事業関係広報紙
【7月号】
本紙は一般廃棄物・浄化槽保守点検清掃・産業廃棄物等の取扱業者による全国団体の広報誌です。
会員・関係企業・官公庁・地方公共団体に頒布しております。

浄化槽保守点検回数について環境省の結論

「今後の浄化槽の在り方に関する懇談会」

平成18年5月17日付け廃棄物対策課浄化槽推進室長通知「中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会における議論について」（抜粋）で「通常の使用状態において、保守点検業者が定められた期間中に1回を超えて保守点検を行うことが使用者等に不信感や負担感を与えているのではないかとの意見があることから、このような場合には保守点検の技術上の基準を踏まえつつその必要性と作業内容を詳細に説明すべきであり、定められた期間中に1回を超えて保守点検を行うにもかかわらず当該基準に照らし説明できないことは望ましくないと考えられる」と示している。

平成28年3月10日「今後の浄化槽の在り方に関する懇談会」の取りまとめでは法律で定められた保守点検回数（20人以下の浄化槽　年間3回）を超えて「以上」の回数を行う場合は「保守点検回数及びその内訳の妥当性は基本的に保守点検業者等が説明に努めるべきであり、使用者への丁寧な説明が重要である」とした。

消費者基本法（昭和四十三年五月三十日法律第七十八号）

最終改正：平成二四年八月二二日法律第六〇号

（目的）

第一条　この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もつて国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

（基本理念）

第二条　消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者政策」という。）の推進は、国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

目　次

1面……保守点検回数の環境省見解
2～6面…浄化槽の適正維持管理体制確保へ水再生システム

全国環整連

浄化槽の適正な維持管理体制確保へ水再生システム

タブレット入力風景

記録票印刷風景

技術上の基準に従い清掃前にpH値を測定

浄化槽はコンパクトながら下水道並みの処理性能を持つ画期的な生活排水処理装置だが、その性能を発揮するには適正な維持管理が欠かせない。しかしながら全国の状況を見渡すと、地域ごとに維持管理の内容にばらつきがあり、住民から不信感を抱かれるケースも存在する。

そこで全国環整連では設置者の維持管理に対する不信感を払拭し、浄化槽から良好な放流水質を得るための認証制度「水再生システム」を構築し、全国への導入を進めている。同制度では浄化槽法で定める技術上の基準やガイドラインを網羅した「全国新清掃記録票」「全国新保守点検記録票」を柱としており、この記録票を用いることで法令を順守した維持管理作業の確立、保守点検、清掃、法定検査3業種での申し送りによる連携が可能になる。

またこれらの記録票は電子化され、維持管理情報の集約、経時的データの確認・分析に活用が図られるほか、現場でもタブレットを用いた電子入力システムが利用でき、作業の効率性、水質の向上に役立てることができる。これらのデータは法定検査機関に集約され、行政担当者のパソコンで3業種の記録票を閲覧できる仕組みも可能であり、地域の浄化槽維持管理状況が一目で分かるようになる。

同システム構築に至るまでの経緯、システムの意義、詳細を本紙2面以降で解説する。

水再生システム

3業種連携した維持管理体制を!!

全国環整連では浄化槽の適正な維持管理体制を確保する認証制度「水再生システム」を推進している。技術上の基準に従った保守点検および清掃作業、浄化槽の機能を発揮・維持することのできる間隔での作業月の設定、保守点検、清掃、法定検査の申し送りによる3業種連携など、誰の目から見ても信頼され、水質に責任を持った維持管理の実施を目的にしている。本紙では水再生システム実施までの経緯、目的を特集する。

全国環整連では、過去に下水道法改正を政府に働きかけてきました。

内容は社会的にも認知され、補助金により設置された浄化槽が下水道に接続を強要される現行制度を改めるものでありました。

法案が国会に登場する段階にたどり着いた時、国土交通省の猛反対にあい「あんなデタラメな維持管理の浄化槽に下水道の代わりは出来ない」として、国会議員は説得されてしまう。

なんと情けないことだろうと思いましたが、どこに説得力があったのか、よくよく考えると、あながち彼らの言うことに嘘は無いと気付くに至りました。

浄化槽は、日本で発明され、時代と共に処理機能は進化し、下水道と同等の処理水が確保できる画期的な生活排水処理装置であり、下水道と比較して安価で工期も短く、自治体財政負担の軽減、災害時のリスク分散の観点からも社会的な関心が高まってきていますが、保守点検、清掃、法定検査十分な機能を発揮するため、浄化槽の設置者に負担を強いてまで最少回数を超える保守点検を実施する必要はありません。

浄化槽の使用状態とは「浄化槽法の解説」（平成7年度版）で「浄化槽が処理対象人員に見合った人数で使用され、浄化槽の処理機能が正常な状態であることなどをいう。保守点検回数は、通常の使用状態であることを前提に定められている。」とされています。

近年は、少子高齢化、核家族化の進展が著しく、国税調査（平成22年）によると、家族構成が4人までの世帯は全体の92％で、そのうち2人家族以下の世帯が60％を占めています。

環境省が示すように、最少回数を超えて保守点検を行う場合、設置者に対し、技術上の基準に照らし、必要性を丁寧かつ十分に説明し理解を得た上で行わなければなりません。

1 保守点検

保守点検は、清掃後の立ち上がりから、1年間を通じて定められた回数で次の清掃までの間、空気量などの設定調整を行い浄化槽の機能維持を図ることが目的です。

点検回数は、浄化槽法施行規則第6条に定められている最少回数が基本であり、例えば一般家庭用浄化槽で20人以下は「4月に1回」と定められています。

通常の使用状態であれば、年3回の保守点検で

2 清掃

清掃は、1年間を通じて保守点検で実施した設定調整の内容を踏まえ、水質や汚泥の堆積状態の変化を確認、浄化槽の状態を把握した上で、清掃作業を行う。そして必要に応じて設定調整を行い、不要となった汚泥を引き抜き正常な機能が発揮できる状態に回復することが目的です。

そのため、清掃業者は浄化槽法施行規則第11条浄化槽清掃業の許可の技術上の基準に定められている器具機材（スカム及び汚泥厚測定器具、自給式ポンプ、温度計、透視度計、水素イオン濃度指数測定器具（Ph計）、汚泥沈殿試験器具）を用いて清掃作業に先立って点検を行い、浄化槽の状態を知った上で清掃作業を実施します。

「廃掃法の解説（昭和59年6月1日　第5版）で

〔**廃掃法**〕第9条第4項（し尿浄化槽清掃業）

第1項の許可を受けた者は、厚生省令で定める技術上の基準に従い、し尿浄化槽の清掃を行わなければならない。

〔**廃掃法施行規則**〕第7条第9号（し尿浄化槽の清掃の技術上の基準）

し尿浄化槽の点検及び清掃の記録を2部作成し、一部をし尿浄化槽の管理者に交付し、一部を自ら3年間保存すること。

〔**解説**〕

第9号でいう点検は、保守点検業者の行う点検ではなく清掃業者が清掃に先立って行う点検をいうものであるが、これらの記録の作成は、し尿浄化槽を一時的、単発的に見て清掃行為を行うのではなく、経時的に管理する必要性から義務付けられているものである。」

とあり、清掃の記録は、浄化槽を一時的、単発的に見て清掃行為を行うのではなく経時的な管理が必要であることから、設置者に対して説明の上、保存することとなっています。

3 法定検査

法定検査の目的は、浄化槽法の解説（平成7年版）で、「浄化槽の管理の一環として、浄化槽管理者に対して、設置状況や機能を客観的に把握することを求めており、その方法として、指定検査機関（浄化槽法第57条）の行う水質に関する検査を受けることを義務付けています。この検査には、浄化槽の設置後に行う検査（浄化槽法第7条）と本条（浄化槽法第11条）に基づく定期的に行う検査があります。定期的に行う検査は、浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているか否かを確認するために行うもので、毎年1回定期的に行われる。」こととあります。

指定検査機関による法定検査員自らが、浄化槽の処理状況や水質を把握した上で、保守点検、清掃の維持管理が技術上の基準に基づき適正に行われているか、現場で確認します。

法定検査の判定は「法定検査ガイドライン」に定められていますが、例

資料1

修正案　全国新保守点検記録票（20人槽以下）

3年間保存　サイン　ご在宅

保守点検実施日	2016年4月29日〔雨〕	作業時刻	作業開始 14：30 ～	作業終了	15：40
		建築物用途	住宅	契約種別	一括契約・単契約
一括契約番号	12345678	自社番号		契約日	H○○年○○月○○日
使用者名又は施設名称	清流 太郎 様	電話番号	×××－××××－××××	契約開始月	H○○年○○月
設置場所	○○県○○市○○町○○番地			地図番号	10 A-1
浄化槽管理者（設置者）	清流 太郎 様	電話番号	×××－××××－××××		
保守点検業者名	○○メンテナンス㈱	電話番号	×××－××××－××××	担当者名	環境 二郎 ㊞
				管理士番号	123456789
清掃業者名	○○環境㈱	電話番号	×××－××××－××××		
設置浄化槽情報	メーカー名 ㈱○○テック	型式	○○○	処理方式	小型合併 性能評価型 窒素除去型
	容量 6.381 ㎥ 人槽 10 人	水道の種類	(水道)・井水等	付帯設備	流入・放流・油脂分離槽(無)
ブロワ型式等	ブロワ型式 MP-100WH MP-40	ブロワ交換日	11111 11111	ブロワ部品交換日	11111 11111

測定項目（適正基準）			処理水質 透視度(30度以上)	pH(5.8～8.6)	残留塩素	2次処理装置 槽内水温	DO	堆積汚泥	1次処理装置2室 流出水透視度	スカム厚	堆積汚泥	1次処理装置1室 スカム厚	堆積汚泥	実使用人員	水道メーター読み値	日平均使用水量	ブロワ風量
経時的データ	清掃	平成27年6月15日	33 cm	7.4	— mg/L	23 ℃	— mg/L	10 cm	18 cm	— cm	10 cm	35 cm	35 cm	6 人	— ㎥	— ㎥/日	— L/分
	保守	平成27年8月31日	50 cm	6.7	0.2 mg/L	29 ℃	4.0 mg/L	2 cm	20 cm	1 cm	3 cm	10 cm	20 cm	6 人	1591.6 ㎥	0.94 ㎥/日	105/40 L/分
	保守	平成27年12月22日	50 cm	7.4	0.2 mg/L	14 ℃	5.3 mg/L	8 cm	15 cm	0 cm	5 cm	20 cm	20 cm	6 人	1681.7 ㎥	0.79 ㎥/日	100/40 L/分
	法定	平成28年1月27日	47 cm	7.9	0.1 mg/L	13 ℃	1.4 mg/L	9 cm	20 cm	0 cm	7 cm	35 cm	25 cm	6 人	1709.1 ㎥	0.76 ㎥/日	— L/分
今回保守点検時			31 cm	7.0	0.1 mg/L	21 ℃	3.2 mg/L	10 cm	15 cm	5 cm	10 cm	25 cm	35 cm	6 人	1779.4 ㎥	0.75 ㎥/日	100/40 L/分

清掃からの申し送り事項	法定検査との申し送り事項	その他水質項目	NO_2-N	NOx-N	NH_4-N	PO_4-P
6/15 逆洗作業（2次処理）を行いました。	検査判定結果 (適)正・不適正（検査日 H28.1.27）	前回 ㊉・－		2.0 mg/L	1.0 mg/L	— mg/L
6/15 強制撹拌作業（1次処理（1室・2室）・2次処理）を行いました。	法定検査判定基準 透視度15度未満（不可）	4月29日 ㊉・－		1.0 mg/L	2.0 mg/L	— mg/L
6/15 2次処理、全量引抜を実施しました。		消毒薬の補充及び名称	SS-900J			
		前回補充量 5 錠	残留量 6 錠		補充量 7 錠	

点検項目及び作業内容

				1次処理	2次処理			
躯体・スラブ・マンホール	マンホール等の破損状況	A	各単位装置（共通）	衛生害虫の発生状況	B	B	担体流動槽	担体の状況（摩耗等） ／
	スラブの変形・破損等	A		臭気の発生状況	A	A		担体の流動状況 ／
	躯体の変形/破損/浮上/沈下/水平	A		槽内水の越流状況	A	A		担体の充填状況 ／
	荷重（槽上部）の状況	A		水位上昇の状況	A	A	生物ろ過槽	担体の状況（摩耗等） ／
	漏水の状況	A		短絡水流の状況	A	A		ろ過装置流入部の水位 ／
	雨水・土砂の混入の状況	A		隔壁、内部設備の破損状況	D	A		逆洗装置の作動状況 ／
管渠	管渠の破損・接合状況	A	1次処理（共通）	流入水の状況（異物・油脂類の混入）		A		逆洗装置の設定 ／
	雨水・地下水・土砂の流入状況	A		第1室の状況		A		担体の充填状況 ／
	流入管渠の勾配の状況	A		第2室の状況		A	沈殿槽・処理水槽	越流せきの水平・固定状況 A
	放流管渠の勾配の状況	A		移流口等の状況		A		スカムの状況 2 cm A
	放流先からの逆流状況	C		ばっ気の状況		A		汚泥の堆積状況 A
ブロワ・制御機器・空気配管	ブロワの作動状況	A	好気性生物反応槽（共通）	ばっ気撹拌の状況		A	消毒槽	スカム・汚泥の状況 A
	ブロワフィルターの状況、掃除等	A		空気配管等の状況（閉塞・破損）		A		消毒剤の接触状況 A
	制御・安全機器の作動状況	A		微小後生動物の増殖状況		A	流入・放流ポンプ槽	自動制御機器の作動状況 ／
	ブロワ停止警報器の作動状況	A		発泡の状況		A		流入ポンプの作動状況 ／
	埋設空気配管の閉塞・破損の状況	A	接触ばっ気槽	接触材・移流部の状況		A		放流ポンプの作動状況 ／
各装置の状況	循環装置の作動状況	A		剥離汚泥の状況		A		配管及び配線（漏電等）の状況 ／
	汚泥移送装置の作動状況（逆洗時）	A		生物膜の状況		A		スカム及び汚泥の堆積状況 ／
	流量調整装置の作動状況	A		逆洗装置の作動状況		A		
	配管内スライム付着状況、洗浄等	A						

清掃への申し送り事項						保守点検の結果及び、報告事項
項目	点検時の運転調整内容 前回設定値	調整前	調整後	次回清掃時の設定		1. 処理水質、設備に異常ありません。
循環水量	1.0 L/分	1.0 L/分	1.0 L/分	(無)・有	停止・ ℓ/分	2. 機能回復のための調整、処置を行いました。このままご使用ください。
汚泥移送量	15 L/分	18 L/分	18 L/分	(無)・有	停止・ ℓ/分	③ 改善点があります。
流量調整量	4.5 L/分	4.5 L/分	4.5 L/分	(無)・有	停止・ ℓ/分	・放流先から逆流の痕跡があります 次回迄様子を見ます。
空気逃がし	停止・全開から	1/2	回転開	(無)・有	停止・全開から 回転開	・殺虫プレートを取り付けました。
逆洗タイマー	3回/1日（2:00）	10分/回（3:00）	（4:00）	(無)・有	回/日 分/回 （ ）（ ）（ ）	・仕切り板に亀裂が見られる為、修理が必要です。

確認・依頼事項			
強制撹拌	1次処理（室・2室）・2次処理	漏水確認	1次処理（1室・2室）・2次処理・ポンプ槽
その他確認	隔壁破損・配管類破損・ろ材設備・ポンプ故障		

その他清掃への申し送り事項

・1次処理槽に亀裂がある為、清掃時修理予定です。

A：正常です、調整（掃除）しました　B：処置又は、部品交換を行い改善しました　C：要観察、様子をみます　D：修理等の改善が必要です

金沢から
全国、海外に・・・
誠意と信頼の
ネットワーク

水処理関連機器の総合商社
即答即配システムが当社のモットーです。

Nikkan 株式会社 日環商事

本　　社　〒920-0333　石川県金沢市無量寺5丁目75番地
TEL:076-268-1771(代)　FAX:076-267-5348
FAX専用　フリーダイヤル　0120-617-718
E-mail:info@nikkan-shoji.co.jp
http://www.nikkan-shoji.co.jp
四国営業所　〒769-0103　香川県高松市国分寺町福家甲196番地1-101
TEL:087-813-7621　FAX:087-813-7011
九州営業所　〒812-0861　福岡県福岡市博多区浦田1丁目5番21号-7
TEL:092-558-4828　FAX:092-558-4827

■取扱商品
エアーポンプブロワー　ガス検知器・送排風機　電動工具・制御機器・記録紙
水中ポンプ・陸上ポンプ　配水管清掃機器・薬剤　浄化槽関連部品・FRP補修剤
給水ポンプ・薬注ポンプ　各種産業用ベルト・ホース　マンホール・その他
水質検査器・理化学機器　浄化槽用消毒薬・維持管理剤

MLSS / 界面計	MLSS計	溶存酸素計　DO計	pH / ORP計	pH計	塩素イオン計
SS-10Z ¥250,000	SS-10F ¥220,000	DO-10Z ¥125,000	KP-10Z ¥95,000	KP-10F ¥90,000	CL-10Z ¥170,000
沈殿槽の汚泥界面/MLSS測定	活性汚泥濃度測定	NEW DOセンサー OXNIT® : OX-V2	pH / ORP / 水温計	pH / 水温計	測定レンジ自動切替機能付

	SS-10Z	SS-10F
測定範囲	MLSS：0～20000mg/ℓ(表示は30000mg/Lまで)	
	水深　0.00～5.00m	無し

	DO：0.00 ～ 30.00mg/ℓ
測定範囲	水温:0.0 ～ 50.0℃

計量法　型式承認
計器本体
第SS142号
電極
第S142号

型式	KP-10Z	KP-10F
測定範囲	0.00～14.00pH	
	0～±1900mVpH電極起電力	
	0～±1900mV(ORP)	無し
	0.0～50.0℃	

鉛フリー対応でIP67相当の防水構造

測定方式	固体膜塩素イオン電極法
測定範囲	0.1 ～ 2000mg/L

各種DPD残留塩素測定試薬取扱　DPD-GL-10：1滴で測定100回分で5mL
DPD-F-1(粉末遊離残留塩素測定試薬)
DPD-TL-1(粉末全残留塩素測定試薬)

KRK 笠原理化工業株式会社
本社:埼玉県久喜市吉羽1－10－10
☎0480－23－1781 FAX 0480－23－2749
URL http://www.krkjpn.co.jp

測定値のバラツキが少ない、電子式透視度センサー

プローブ型透視度センサー：TP-10Z

一体型透視度センサー：TP-30

従来
透視度測定は従来JIS法に基づく
目視測定式透視度計が用いられています。
問題・対策
目視式は測定環境の影響が大きい。
電子式透視度センサーは安定した測定を実現。

	プローブ型	一体型
型式	TP-10Z	TP-30
測定方法	採水/投込	採水
測定範囲	2～200cm 0～2Abs	2～200cm

比色試験器

アクアテスター、DPD試薬

1Z / 2Z シリーズ (9段階測定)　7Z シリーズ (10段階測定)

DPD残留塩素測定試薬

比色法、ニーズに対応、粉末分包試薬、液体試薬をラインナップ

DPD-GL-10 DPD液体試薬　DPD-WA-50　DPD-F-1 遊離残留塩素試薬　DPD-TL-1 全残留塩素試薬

ピストン式採水器

ミズテッポ1号／2号

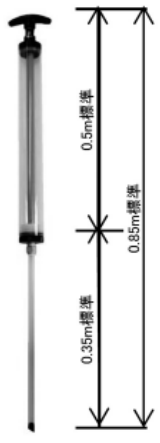

1回で
500mℓ
採水OK!

深い所
狭い所
浅い場所の
採水OK!

テーパ付採水ノズル

濁度、PH／ORP計、DO計、塩素イオン計
レーザー濁度計、導電率計、電磁濃度計
COD計、各種試薬・標準液、ETC

KRK 笠原理化工業株式会社
本社:埼玉県久喜市吉羽1－10－10
☎0480－23－1781 FAX 0480－23－2749
URL http://www.krkjpn.co.jp

浄化槽用塩素剤について

◎保証金不要
◎役所
◎民間 **販売店募集** しています。是非お電話下さい。
◎自社の維持管理の他に相当な需要があります。

◎経費削減は社員第一番の義務です。　◎役所の入札を取りたい方はお電話下さい。　◎下水がどんどん入ってきます。早く気付いて下さい。

特徴

現在の製品は非常に良くなっています。

〈1〉今お使いになっているのと同じ有機系塩素剤です。
〈2〉従来品の2～3倍長持ちします。(当社比)
〈3〉即納体制で翌日配達します。
〈4〉メーカーの全面的バックアップにより安定供給できます。

品名　ゴールドSS－900塩素剤

有機系塩素剤トリクロロイソシアヌール酸99%

①ゴールドSS900ST 50g錠 単独用 15kg (50g×6錠×50本)
②ゴールドSS900 30g錠 合併用 15kg (30g・5kg×3袋)
③ゴールドSS900 30g錠 単独用 15kg (30g×10錠×50本)
④ゴールドSS900 15g錠 単独用 15kg (15g×20錠×50本)
⑤ゴールドSS900M 100g錠 小型合併用 15kg (100g×5錠×30本)
⑥ゴールドSS900J 150g錠 合併用 15kg (150g×5錠×20本)
⑦ゴールドSS900 15g錠 合併用 15kg (15g・1.5kg×10袋)

得意取扱品 ＝ 水処理機械・薬品、公害防止機器、化学工業薬品、ブロワ、水中ポンプ、フロート、散気管、換気装置、合併取替装置、ルーツブロワ、水中ブロワ、スクリーン、浄化機能促進剤、高圧洗浄機、排水管清掃機器、DO、PH、小型MLSS計、採水器、水質検査器、風量計、消泡剤、殺虫プレート、透視度計

株式会社サンケン中部環境研究所
〒443-0104　愛知県蒲郡市形原町三浦17-9　TEL (0533) 57-2026／FAX (0533) 57-1585

日本環境整備事業　西日本
TEL (06) 6314-3712／FAX (06) 6363-0756

東京環境整備事業　東日本
TEL (03) 3370-6644／FAX (03) 3370-4646

NITTO KOHKI

リニアフリーピストン方式ブロワ

長寿命　突然停止しない　楽々メンテナンス

シリーズ 30L～200L

2口タイマー付ブロワ
LAG-80B

省エネブロワ
LAX-60
新製品

警報器付ブロワ
LAA-80

故障前の異常発見でさらなる長寿命へ
☆次世代ブロワ☆

切替バルブユニット
MVU-200
右ばっき用と
左ばっき用が選べます

謹 啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
この度、LAM-150・200の回収作業でご尽力賜りありがとうございました。
回収作業がまだお済でない場合は、ご購入いただいた代理店様へご連絡くださいますようお願い致します。
引き続きメドーブロワをご愛顧賜りますよう何卒よろしくお願い致します。　謹 白

修理研修受付中／デモ機依頼お気軽に！　www.nitto-kohki.co.jp

日東工器株式会社
メドー事業部
東部販売課 〒146-8555 東京都大田区仲池上 2-9-4　Tel:03-5748-5521　Fax:03-3754-0258
西部販売課 〒537-0001 大阪市東成区深江北 2-10-10　Tel:06-6976-3271　Fax:06-6976-3841

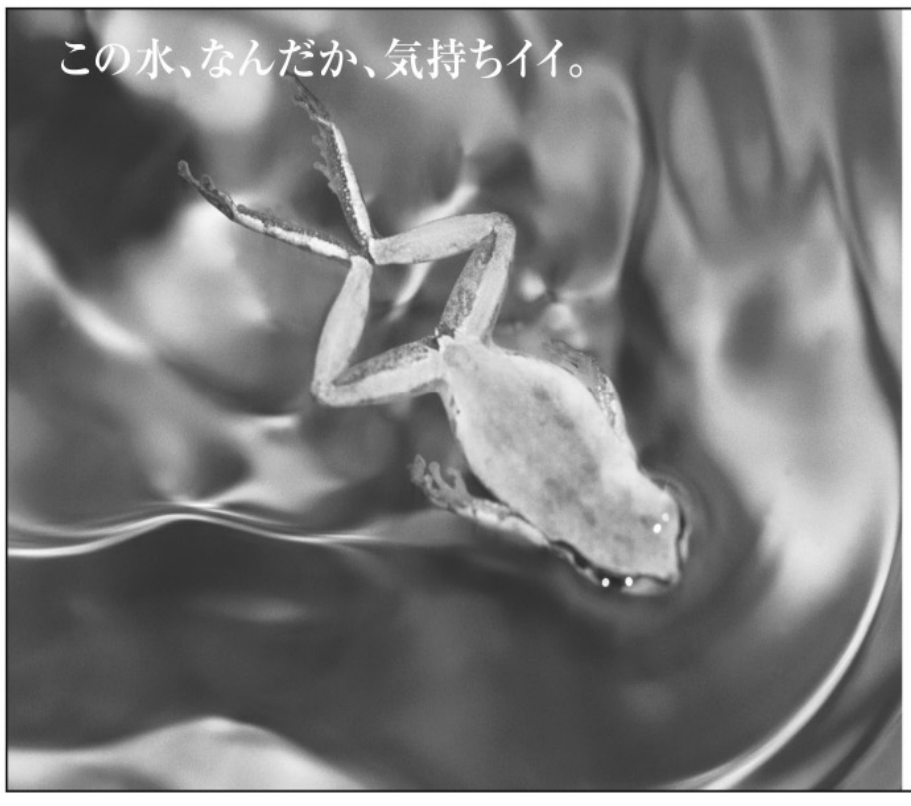

ハイライトクリーン®

生活や産業で使った水を、きれいな水に再生して自然にかえす。
日産化学のハイライトクリーンは、優れた溶解性でより高い汚水処理効果を発揮する、
合併・単独浄化槽のための殺菌・消毒剤です。
あらゆるニーズにお応えできるよう、形状・サイズも豊富にラインアップ。
錠剤に合わせて各種薬筒も取り揃えています。

お問い合わせ詳しい資料のご請求は…

日産化学工業株式会社
化学品事業部　ファインケミカル営業部
本社：東京都千代田区神田錦町3−7−1（興和一橋ビル）　TEL.03（3296）8040
大　阪：TEL.06（6346）7130　　福　岡：TEL.092（432）3422

えば清掃や保守点検が行われていない場合「不適正」、時には「適正」と異なる判定があります。

また、一部地域では一律年間12回保守点検を行うところもあれば、業者によって作業内容にバラツキがあるところも見受けられ、同月に清掃、保守点検、法定検査が重なるなど浄化槽設置者からしてみれば「これが本当に信頼できる維持管理なのか」という指摘も感じられます。

4 連携した維持管理

平成18年5月17日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室長通知「中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会における議論について」で「保守点検、清掃及び法定検査の連携が不十分であるため、使用者等にとって、各々の業務の時期、内容、必要性やそれぞれの関係について理解しづらくなっており、使用者等の不信感を醸成することにもつながっていることから、業者間の十分な連絡を図ることはもちろん、保守点検や清掃の作業内容・結果を指定検査機関に集積することを検討することが必要であるなどとされたこと。これによれば、上記の趣旨を踏まえた検討を行うとともに、浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査について、更に連携を深め、組織的な維持管理体制の整備を図ることが望ましいと考えられること。」とあります。

連携した維持管理が必要とする通知が環境省から発せられたことからも、良好な水質を保持あるいは改善するためには、3業種が連携した維持管理によって浄化槽の状態を共有し「どのような設定調整をしたか」「どのように設定調整をして欲しいか」を申し送り、良好な水質確保に努めることが求められています。

【参照　維持管理の連携とは】

「維持管理業務の連携
環廃対発第060051
7001号
平成18年5月17日
各都道府県・政令市浄化槽行政主管部(局)長殿
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課浄化槽推進室長

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会における議論について
（中略）
第1　浄化槽の維持管理に係る業務の在り方
（中略）
(4) 業務の連携
保守点検、清掃及び法定検査の連携が不十分であるため、使用者等にとって、各々の業務の時期、内容、必要性やそれぞれの関係について理解しづらくなっており、使用者等の不信感を醸成することにもつながっていることから、業者間の十分な連絡を図ることはもちろん、保守点検や清掃の作業内容・結果を指定検査機関に集積することを検討することが必要であるなどとされたこと。

これによれば、上記の趣旨を踏まえた検討を行うとともに、浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査について、更に連携を深め、組織的な維持管理体制の整備を図ることが望ましいと考えられること。」

それらを踏まえた上で、全国環整連は、技術上の基準に基づく作業の平準化と、浄化槽の処理機能を発揮・維持することができる間隔での作業月の設定を基本パターンとした維持管理実施サイクルを基本に、清掃・保守点検・法定検査間の申し送りによる連携を図り、誰から見ても信頼され、水質に責任をもった維持管理を行うことを目的に記録票を一から作り直しました。その結果、3業種連携した維持管理を可能にしたのが、「全国環整連水再生システム」です。

5 記録票

次に示す記録票は、全国新保守点検記録票、新清掃記録票の修正案です。

1段目は、管理者の浄化槽基本情報で、使用者名、管理者名、設置場所、使用人数、契約日、浄化槽の型式などとなります。

2段目は、過去1年間の水質や汚泥等の経時的データ、申し送り内容が確認できるようになっています。

3段目は、作業項目及び作業内容で、保守点検記録票では欄外に判定内容がわかるようになっています。

4段目は、業者間の申し送り事項及び作業結果の判定となります。保守点検は「こういった点検作業をしたので、清掃作業ではこうして下さい。」と申し送る。清掃は「申し送りのとおりに実施し確認しましたが、清掃作業でこのように改善措置をしました。」といった情報をキャッチボールする。

そして、法定検査は、そのような実態を承知して、それでも結果が出ないところには、問題点がどこかを明確に指摘する。これが3業種が連携できる記録票となります。

この記録票は修正案で、今後、検証を行い発表させて頂きます。記録票が確定したときは、オンラインで自動的に変更することができます。

(資料1　新保守点検記録票　修正案)
(資料2　新清掃記録票　修正案)

6 維持管理実施サイクル

これらの維持管理を今まではそれぞれの業種が勝手都合で作業を行い、同月に保守点検・清掃が重なることや、作業内容にもバラツキがあり水質を意識したものではなく、浄化槽設置者からしてみれば、これが本当に信頼できる維持管理なのかという指摘がありました。

そこで全国環整連では、技術上の基準に基づく作業の平準化と浄化槽の処理機能を発揮、維持することのできる間隔での作業月を設定します。

(資料3　維持管理サイクル)

清掃の目的は、放流水質悪化の予防、低下した浄化槽の機能を回復する作業および早期立ち上がりのための調整。全国新清掃記録票により1年間の水質・汚泥の生成状況を確認し、維持管理および処理状況に対する総合的な判断を行う。清掃月の設定は、清掃の月は「使用開始月」より12か月後の1月に設定。

保守点検の目的は、浄化槽の機能維持および水質向上を目的とする作

資料2

修正案　全国新清掃記録票(20人槽以下)

3年間保存　サイン　ご在宅

清掃実施日	2016 年 6 月 12 日〔晴れ〕	作業時刻	作業開始 14：30 ～	作業終了	15：40
		建築物用途	住宅	契約種別	一括契約 ・ 単契約
一括契約番号	1234560	自社番号		契約日	H○○年○○月○○日
使用者名又は施設名称	清流 太郎 様	電話番号	×××－×××－××××	契約開始月	H○○年○○月
設置場所	○○県○○市○○町○○番地			地図番号	10 A-1
浄化槽管理者(設置者)	清流 太郎 様	電話番号	×××－×××－××××		
清掃業者名	○○環境㈱	電話番号	×××－×××－××××	担当者名	環境 二郎
保守点検業者名	○○メンテナンス㈱	電話番号	×××－×××－××××		
設置浄化槽情報	メーカー名 ㈱○○テック	型式	○○○	処理方式	小型合併 性能評価型 窒素除去型
	容量 6.381 ㎥ 人槽	10 人	水道の種類 水道・井水等	付帯設備	流入・放流ポンプ・油脂分離槽・井

測定項目(適正基準)			処理水質 透視度(30cm以上)	pH(5.8～8.6)	2次処理装置 槽内水温	堆積汚泥	1次処理装置2室 流出水透視度	スカム厚	堆積汚泥	1次処理装置1室 スカム厚	堆積汚泥	実使用人員	水道メーター読み値	日平均使用水量
経時的データ	清掃	平成27年6月15日	33 度	7.4	23 ℃	10 cm	18 度	— cm	10 cm	35 cm	35 cm	6 人	— ㎥	— ㎥/日
	保守	平成27年8月31日	50 度	6.7	29 ℃	2 cm	20 度	1 cm	3 cm	10 cm	20 cm	6 人	1591.6 ㎥	0.94 ㎥/日
	保守	平成27年12月22日	50 度	7.4	14 ℃	8 cm	15 度	0 cm	5 cm	20 cm	20 cm	6 人	1681.7 ㎥	0.79 ㎥/日
	法定	平成28年1月27日	47 度	7.9	13 ℃	9 cm	20 度	0 cm	7 cm	35 cm	25 cm	6 人	1709.1 ㎥	0.76 ㎥/日
	保守	平成28年4月29日	31 度	7	21 ℃	10 cm	15 度	0 cm	10 cm	25 cm	35 cm	6 人	1779.4 ㎥	0.75 ㎥/日
今回清掃時			48 度	6.9	22 ℃	10 cm	24 度	0 cm	10 cm	28 cm	35 cm	6 人	1469.1 ㎥	0.76 ㎥/日

保守点検からの申し送り事項

保守点検時設定内容
4/29　汚泥移送量15ℓ/分→18ℓ/分

清掃への依頼事項
4/29　強制撹拌作業(1次処理(1室・2室)2次処理)を実施してください。
4/29　汚泥移送量経過観察のため変更しないでください。
4/29　2次処理槽堆積汚泥引抜を実施してください。
4/29　放流先からの逆流の痕跡あり、確認してください。
4/29　1次処理槽に亀裂があり、清掃時修理予定。

法定検査の欄

検査判定結果　適正 ・ 不適正
判定基準　透視度15度未満(不可)
検査日　H○○年○○月○○日

清掃時の点検及び作業内容			清掃項目	清掃汚泥量	使用車両
異常な臭気	無 ・ 有	下水臭 ・ 腐敗臭 ・（ ）	1次処理装置第1室	(全) 2.18 ㎥	〔汚泥濃縮車〕 1 台
流入水異常	無 ・ 有	水量過多 ・ 油脂類過多 ・ 洗剤過多 ・ 異物混入	1次処理装置第2室	(全) 1.35 ㎥	〔バキューム車〕 3.6 kℓ車 1 台
管渠の異常	無 ・ 有 経過観察	【流入管】滞留 ・ 破損 ・ 勾配不良 ・ 升破損	2次処理装置	(適) 2.82 ㎥	kℓ車 台
		【放流管】滞留 ・ 破損 ・ 勾配不良 ・ 升破損 ・ 逆流	流入・放流ポンプ槽	㎥	kℓ車 台
ブロワ異常	無 ・ 有	停止 ・ 振動 ・ 騒音 ・ 発熱	[ ]	㎥	〔給水車〕
警報器異常	無 ・ 有	作動不良 ・ 騒音 ・ 発熱 ・ 警報発報	洗浄水	0.15 ㎥	kℓ車 台
本体の漏水	無 ・ 有	1次処理(1室・2室)・2次処理・消毒槽・ポンプ槽	引抜量合計	6.50 ㎥	汚泥処分先
設備異常	無 ・ 有 経過観察	変形 ・ 破損 ・ 異常水位跡 ・ 隔壁破損 担体流出 ・ ろ材(脱落・浮上) ・ 配管類破損 マンホール等 ・ ポンプ故障	汚泥搬出量	1.90 ㎥	○○浄化センター
			清掃時汚泥調整内容		張り水(種類)
逆洗作業	無 ・ 有	1次処理 ・ 2次処理	移送水量	1.70 ㎥	再生水 水道水
強制撹拌作業	無 ・ 有	1次処理1室 ・ 1次処理2室 ・ 2次処理	汚泥濃縮車再生水量	2.90 ㎥	処理場水 その他
設備洗浄	マンホール蓋及び枠 ・ 配管及び装置類 ・ 槽内壁等 ・ 流入升 ・ 放流升		【再生水の水質】	透視度 50 度 pH 7.8	100%確認 〔 ○ 〕

保守点検への申し送り事項					清掃結果の判定及び、報告事項
項目	前回保守点検時の設定		変更の有無	今回清掃時の設定	
循環水量	1.0 L/分		無 ・ 有	停止 ・ 2.0 L/分	1. 清掃作業を実施し、機能を回復しました。
移送水量	18.0 L/分		無 ・ 有	停止 ・ L/分	2 清掃後、処置・調整をしました。このままご使用ください。
流量調整	4.5 L/分		無 ・ 有	停止 ・ L/分	3. 改善点があります。 保守点検業者に連絡します。
空気逃がし	停止・全閉から 回転		無 ・ 有	停止・全閉から 回転	
逆洗タイマー	3 回／1 日 10分／回 (2：00)(3：00)(4:00)		無 ・ 有	3 回／1 日 10分／回 (2：00)(3：00)(4:00)	・1次処理槽の亀裂を修理を確認しました。
その他保守点検への申し送り事項					

全国環整連　浄化槽維持管理実施サイクル　**資料3**

浄化槽（小型合併）20人槽以下の場合
＜基本パターン＞

月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
作業名	清掃	○											
	保守点検			△				△				△	
	法定検査								11 条検査				

資料5

認証の種類と基準

	※区域割り	一括契約		新　清掃・保守点検記録票による全国環整連浄化槽維持管理実施サイクル
		法定検査	契約率	
総合認証A	有り	有り	60%以上	実施
総合認証B	有り	無し	60%以上	実施
技術認証A	無し	有り	40%以上	実施
技術認証B	無し	無し	40%以上	実施

※業者が区域を定め許可を受けた場合、その許可区域内の処理責任は分散せず明確になる。一方、複数業者に許可を与え区域を定めない場合は、業者の処理責任は不明確となり、結果として清掃率が低く、市町村の定める処理計画を適正に実施するに困難な現状が有る。

業。保守点検月は「清掃月」より2か月後に設定し、その後は4か月ごと（省令回数）に法定どおりの設定。

法定検査の目的は、保守点検と清掃が適正に実施されたかを確認し、良好な水質維持のため、適正な対処方法を清掃・保守点検業者に具体的に指示し、機能維持・回復を図る。11条検査の月は「清掃月」より7か月後の8・9・10月の3か月間の間に設定。

これら3業種の作業月および内容を設置者にわかりやすくする一括契約は、自動更新や料金支払いの簡便化により、設置者サービスに努め、3業種の連携により良好な水質を維持する。

7 水再生システム

今後は浄化槽の維持管理においてもＩＣＴ化による信頼性の向上が欠かせません。

全国環整連は、記録票の入出力、3業種連携による維持管理をオンラインで　可能にするパソコンシステムを開発し導入を進めています。

現場作業ではタブレットによる記録票の入力ができ、入力された数値に異常があれば警告を表示することで誤入力を防止するとともに、水質に異常があれば現場にいながらタブレットで過去数年間の水質変化、3業種間の申し送りの履歴等が確認できます。

また、浄化槽の型式ごとに処理フローや構造図、維持管理要領書、水質改善対応事例など〝水処理実務マニュアル〟をタブレットで確認することができ、個々の浄化槽の　状況に、迅速に対応することができます。

タブレット操作もスマホなどと同じ操作で非常に簡単です。

設置者からの作業内容の確認サインもタブレットで入力する事が出来、電子データとして保存することができます。（資料4　タブレット画像）

全国環整連では、システムの認証には4段階の種類があり、それぞれ企業に対して認証を行います。企業を認証することで、個々のスキルアップは勿論のこと、企業全体で運用することにより、適正な維持管理の徹底がなります。（資料5　認証の種類と基準）

8 行政閲覧システム

一方、生活排水を地域単位で適正に処理されるには行政の監督も必要です。

同システムを利用して法定検査機関に集約された浄化槽維持管理データは、作成された記録票どおりに、地域行政が担当者のパソコンから閲覧できることも可能であり、住民からの浄化槽に関する問合せなどにも迅速かつ簡単に対応することができます。

これまで示してきたように、浄化槽の性能を最大限発揮するには適正な維持管理作業と保守点検、清掃、法定検査の3業種連携が必要です。

全国環整連では、法律で定められた技術上の基準に従った維持管理作業の実施を基本に全国新保守点検記録票、新清掃記録票を活用、3業種が円滑に連携するための維持管理業務管理システム、現場での水質異常に対応できるタブレットシステム、さらに維持管理状況を行政が監督するためのシステム、全国環整連ではこれらの取り組みを通じ、水質に責任を持った維持管理体制の構築を目指しています。

資料4

記録票入力画面

資料6

認証フロー

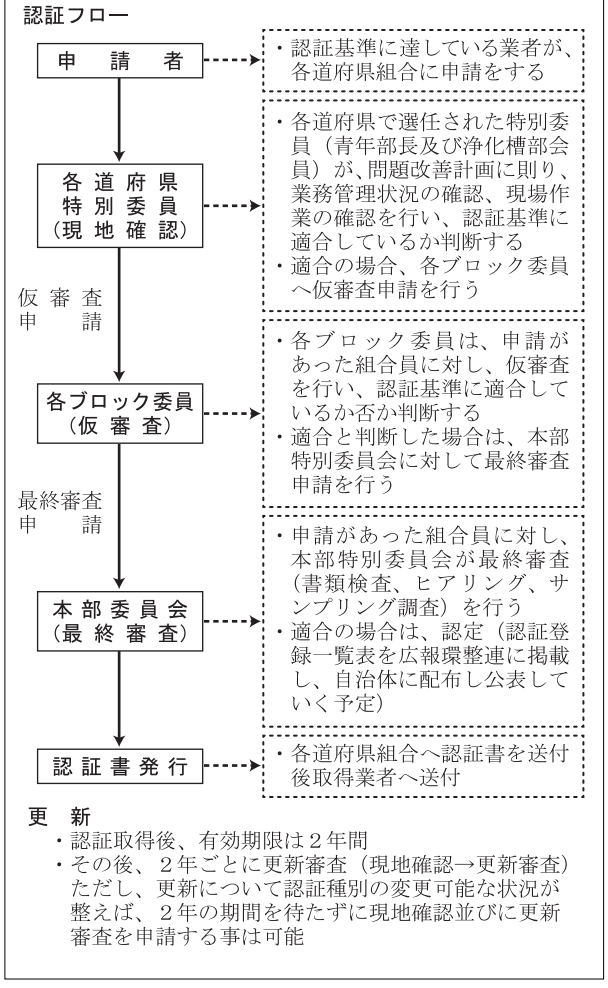

更　新
- 認証取得後、有効期限は２年間
- その後、２年ごとに更新審査（現地確認→更新審査）ただし、更新について認証種別の変更可能な状況が整えば、２年の期間を待たずに現地確認並びに更新審査を申請する事は可能
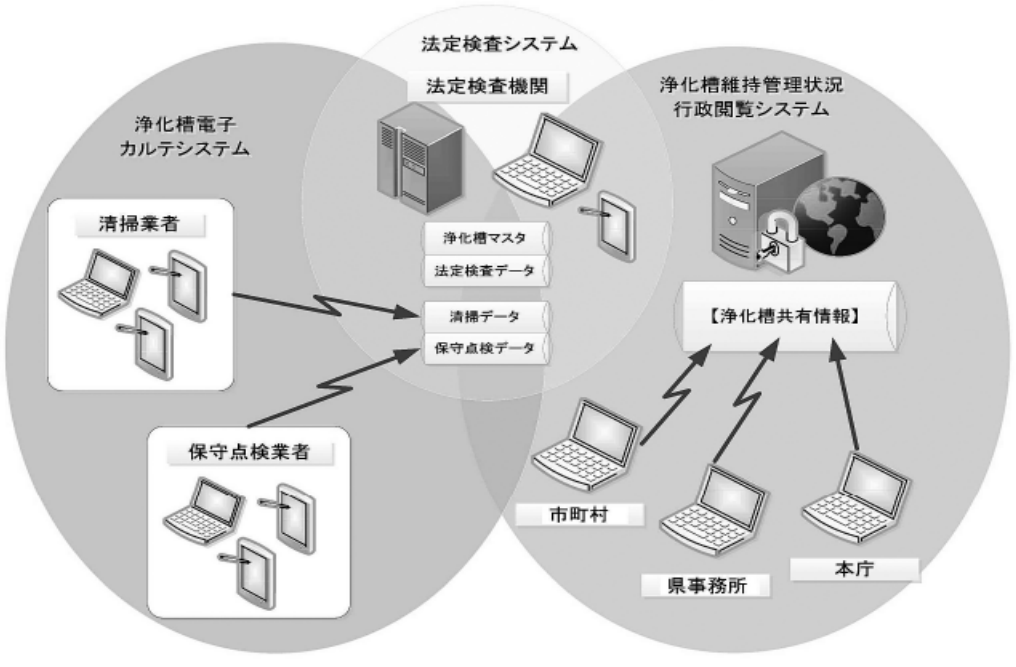
資料7